

政令第四百四十三号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第三条第五項及び第十三条第二項（同法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令（令和二年政令第三百十三号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（以下「**レ**」、「**ロ**」という。）**ハ**及び「書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「**ニ**」を削り、本則を第三条とし、同条に見出しとして「（法第三十条第二項の規定による承諾に関する手続等）」を付し、同条の前に次の二条を加える。

（賃貸住宅管理業者の登録の更新の手数料）

第一条 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（以下「**法**」という。）第三条第五項の政令で定める額は、一万八千七百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一

号) 第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三条第二項の登録の更新の申請をする場合にあつては、一万八千円) とする。

(法第十三条第二項の規定による承諾に関する手続等)

第二条 法第十三条第二項の規定による承諾は、賃貸住宅管理業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る賃貸住宅の賃貸人に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該賃貸住宅の賃貸人から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの(次項並びに次条第一項及び第二項において「書面等」という。)によつて得るものとする。

2 賃貸住宅管理業者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る賃貸住宅の賃貸人から書面等により法第十三条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該賃貸住宅の賃貸人から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第十四条第二項において法第十三条第二項の規定を準用する場合について準用する。

附則第二項を次のように改める。

(法附則第二条第一項の規定の適用がある場合における経過措置)

2 法附則第二条第二項の規定により法第十三条及び第十四条の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、法附則第二条第一項の規定により賃貸住宅管理業を営むことができる者を賃貸住宅管理業者とみなす。

附則第三項を削る。

附 則

この政令は、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行の日（令和三年六月十五日）から施行する。

理由

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行に伴い、賃貸住宅管理業者の登録の更新に係る手数料の額を定める等の必要があるからである。